

令和4年9月22日

保険医療機関 御中

近畿厚生局京都事務所

令和4年度診療改定（10月改定分）について（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきましては、令和4年9月5日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第269号）等が告示されるとともに、関係通知が発出され、同年10月1日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

改定の概要、施設基準の届出等については下記のとおりとなりますので、適切にお取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 令和4年度診療報酬改定（10月改定分）の概要

（1）看護の処遇改善について

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」を新設するもの。

（2）医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

オンライン資格確認について、保険医療機関・保険薬局に対し、令和5年4月からの導入を原則義務付けるとともに、これに伴う診療報酬上の加算の見直しを行うもの。具体的には、令和4年10月1日から、「電子的保健医療情報活用加算」を廃止し「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を新設するもの。

2 施設基準の届出について

（1）届出が必要な施設基準

新設された「看護職員処遇改善評価料」を算定するためには、施設基準の届出

裏面に続きます

が必要です。

なお、新設された「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」については、施設基準を満たしていればよく、届出は不要です。

(2) 「看護職員処遇改善評価料」の届出に当たっての留意事項

ア 届出方法

- ・「看護職員処遇改善評価料」の新規届出に当たっては、施設基準を満たしているか十分に確認した上で、別添7様式（基本診療料の施設基準を届け出る際に表紙となる様式）、様式1、様式2、（必要に応じて）様式4の各様式に必要事項を漏れなく記入し、提出してください。なお、各様式は近畿厚生局ホームページに掲載しています（下記3参照）。
- ・提出の際は、正本を1通、郵送でお願いします。
- ・提出前に記載事項に誤りや漏れがないか十分に確認してください。

イ 提出期限

令和4年10月20日（木）〔必着〕 令和4年10月1日から算定する場合

ウ 提出先

近畿厚生局京都事務所

〒604-8153

京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階

3 近畿厚生局ホームページについて

関係の告示・通知や、施設基準の届出様式を近畿厚生局ホームページに掲載しています。ご確認くださいませようお願いします。

【近畿厚生局ホームページにおける掲載場所】

トップページ上部バナー「診療報酬改定(お知らせ・施設基準届・疑義照会)」をクリックし、「1 新着情報」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

近畿厚生局京都事務所審査課

075-256-8681